

令和3年度 公文書開示（5月決定分）

H整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R3.4.27	R3.5.14	隅田川(千住汐入大橋下流)左岸防潮堤耐震補強工事及び修景工事その4 単価算出根拠資料 ・代価明細表	1	1														(第7条第3号) 見積業者の経営上の情報であり、これらを開示した場合には他の業者に経営上の情報が知られることとなり、当該業者の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (第7条第6号) ・今後当局が行う同種の見積において、見積業者の思惑により見積価格の高止まりを招くなど、今後の適切な単価設定に支障が生じるおそれがあるため。 ・見積業者から提供があった事実について、公にすることによりその信頼を不当に損ない、今後の情報提供が躊躇され、業務における必要な協力が得られなくなるなど、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 河川部 改修課
2	R3.5.6	R3.5.19	交通量調査委託その1(2街-国立3・3・15外2路線)その2 ・報告書(表紙~P20、資5 自動車交通量流動図) ・契約書、承諾書 交通量調査委託その2(2街-国立3・3・15外2路線)その2 ・報告書(表紙~P38、自動車交通量流動図) ・契約書	1	1														建設局 東京都 北多摩北部建設事務所 工事第一課	
3	R3.5.10	R3.5.20	令和3年度 骨格幹線道路の調査費調書 (国立3・3・15他1)	1	1														建設局 総務部 企画計理課	
4	R3.5.17	R3.5.20	古川(三之橋上流右岸)現況護岸測量 委託総括書、種別内訳書、 代価明細表	1	1														建設局 東京都 第一建設事務所 工事課	
5	R3.5.11	R3.5.25	・洪水ハザードマップ作成に関する調査について(依頼) ・洪水ハザードマップ等の作成や周知・利活用の取組促進について(通知) ・都市型水害対策連絡会の開催について ・都市型水害対策連絡会席上配布資料 ・黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川浸水予想区域図(改定)等の公表について(通知)	103	1														(第7条第2号) 特定の個人を識別できる情報であるため	建設局 河川部 計画課

令和3年度 公文書開示（5月決定分）

リ 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
6	R3. 5. 12	R3. 5. 26	学校の敷地において校舎等の構造体又は校庭・中庭等の構造体以外の敷地が土砂災害特別警戒区域/土砂災害警戒区域に含まれる場合において、構造体・敷地（一部を含む）の使用禁止・停止・制限等の対応を可とする都の基準・見解がわかるもの					1										当該公文書については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律において、東京都が作成するものと定められていないため、実施機関では作成しておらず、また取得もしていないため存在しない。	建設局 河川部 計画課
7	R3. 5. 12	R3. 5. 26	学校の敷地において校舎等の構造体又は校庭・中庭等の構造体以外の敷地が土砂災害特別警戒区域/土砂災害警戒区域に含まれる場合において、地震による土砂災害に備えるため、構造体・敷地（一部を含む）の使用禁止・停止・制限を実施した実例がわかるもの					1										当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	建設局 河川部 計画課
8	R3. 3. 31	R3. 5. 27	・西武新宿線(井荻～東伏見駅付近)連続立体交差事業調査報告書(平成28年3月) ・西武鉄道新宿線(井荻～西武柳沢駅付近)連続立体交差事業比較設計協議書	587		1												(第7条第2号) 特定の個人を識別することができる情報、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため。 (第7条第3号) (第7条第4号) 当該公文書に記載の「土木施設実施基準」は鉄道事業者独自の社内規程であり、広く一般に情報を公開していない。これを公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められる。また、鉄道・軌道構造等が明らかになり、転覆・脱線等に繋がる列車妨害を誘発し、その結果公共の安全に支障を及ぼすおそれがあるため。 (第7条第3号) (第7条第6号) 当該公文書に記載の工事単価に係る情報は、鉄道事業者の過去実績を基に設定しているものであり、鉄道事業者の保有する契約情報である。これを公にすることにより、事業活動が損なわれると考えられる。 また、鉄道事業者の工事契約の入札において、適正な入札が妨げられ、その結果、本区間の全体事業費の増加につながるほか、関係機関との信頼関係が損なわれ、事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 道路建設部 計画課
9	R3. 5. 17	R3. 5. 27	土砂災害防止に関する基礎調査(急傾斜地の崩壊) (箇所番号 117001-K044)	51	1														建設局 河川部 計画課

